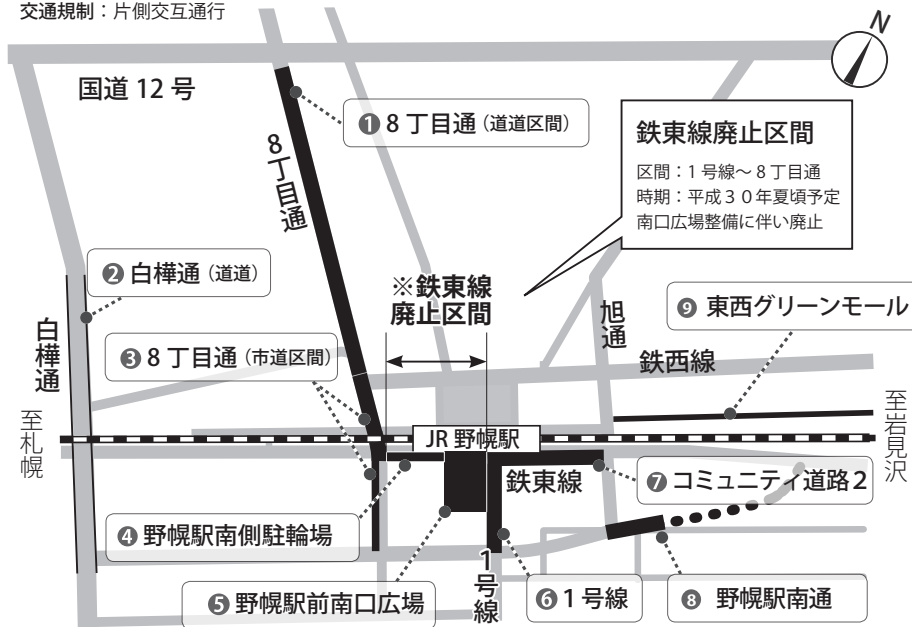


平成30年度 工事予定箇所

- ① 8丁目通 (道道区間)
工期：3月中旬～H31.3月下旬
延長・幅員：約320m・21m
交通規制：片側交互通行
※次年度継続工事予定
- ② 白樺通 (道道) 側道部
工期：3月下旬～12月下旬
延長・幅員：約400m・25～40m
交通規制：なし
- ③ 8丁目道 (市道区間)
工期：5月下旬～H31.2月中旬
延長・幅員：約240m・21m
交通規制：片側交互通行
- ④ 野幌駅南側駐輪場
工期：8月下旬～H31.3月中旬
整備面積：300㎡
交通規制：なし
※次年度継続工事予定
- ⑤ 野幌駅前南口広場
工期：7月下旬～H31.3月中旬
整備面積：2700㎡
- ⑥ 1号線
工期：7月下旬～H31.3月上旬
延長・幅員：約140m・18m
交通規制：片側交互通行
- ⑦ コミュニティ道路2
工期：7月下旬～H31.3月上旬
延長・幅員：約130m・16m
交通規制：片側交互通行
- ⑧ 野幌駅南通
工期：9月下旬～H31.3月中旬
延長・幅員：約50m・16m
交通規制：片側交互通行
- ⑨ 東西グリーンモール
工期：9月上旬～H31.3月中旬
延長・幅員：約390m・8m
※次年度継続工事予定

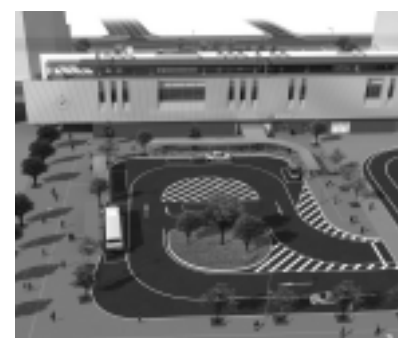


野幌駅周辺
工事のお知らせ

南口広場完成予定

今年度は野幌駅前南口広場が完成予定のほか、1号線や、コミュニティ道路2などの整備を行います。北海道の工事では、8丁目通の歩道拡幅と白樺通の側道部の整備を行います。交通規制などでご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

詳細 街路整備課 ☎ 381-1082



▲野幌駅前南口広場 完成予想図

ご利用ください 「出前講座」

市民の皆さんの要望に応じて市職員が直接訪問し、市政に関するいろいろな事業などをわかりやすく説明する「出前講座」を実施しています。

対象：市内在住・通勤・通学する10人以上の団体
開催日時：質疑応答や意見交換の時間を含め、平日10時から21時までの1時間以内
会場：市内に限ります。申込団体でご用意ください
申込：希望日の3週間前までに、講座の担当課へ電話でお申し込みください

メニュー表は市役所情報公開コーナー、各公民館などの公共施設、市内JR各駅、市立病院で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

【詳細】 市民生活課 (市民協働担当) ☎ 381-1124

● 市民活動団体による出前講座

市民活動団体版のメニュー表は市民生活課または市民活動センター・あいの窓口やホームページでご覧いただけます。

【申込】 江別市民活動センター・あい ☎ 374-1460

出前講座の一部をご紹介します!

「住宅の耐震セミナー」

地震被害を少なくするには、建物の耐震化が特に効果的です。地震のこと、住宅の耐震診断・改修の効果や手順などについて、分かりやすく説明します。

【申込・詳細】 建築指導課 ☎ 381-1042



「ごみとリサイクル」

ごみの分別やリサイクルについて、知りたいことはありませんか。

集団資源回収を利用したリサイクルや、家庭ごみの減量方法などについて詳しく説明します。

【申込・詳細】 廃棄物対策課 ☎ 383-4211





平成 30 年度より 補助内容・補助額拡大！

○ 補助対象

耐震診断補助 耐震改修補助 **補強設計補助** 新設

○ 補助率と補助額

耐震診断補助…耐震診断に要する費用の 2/3 に相当する額 (上限 **8 万 9 千円**) 増額

耐震改修補助…耐震改修工事に要する費用の 23% に相当する額 (上限 **82 万 2 千円**) 増額

補強設計補助…補強設計に要する費用の 2/3 に相当する額 新設
(上限 **10 万円**)

○ 補助対象

耐震診断補助 耐震改修補助

平成 29 年度まで

○ 補助率と補助額

耐震診断補助…耐震診断に要する費用の 2/3 に相当する額 (上限 3 万円)

耐震改修補助…耐震改修工事に要する費用の 23% に相当する額 (上限 30 万円)

制度拡大

リフォームを検討中の方におすすめ 木造住宅の耐震化を支援

木造住宅の耐震改修を推進するため、2つの支援制度を用意しています。

① **無料簡易耐震診断**…ご自宅の図面により簡易な耐震診断をします (現地調査は行いません)。

② **耐震診断費用・補強設計費用・耐震改修費用の補助**…建築士などの専門家が行う診断・設計・改修の費用の一

☎ 381-1042
〔詳細〕 建築指導課

部を補助します。住宅のリフォームに合わせて耐震診断・補強設計・耐震改修を実施するなど、耐震化支援制度をご活用ください。

※対象住宅や工事には条件があります。詳細はお問い合わせください。



空き家等の適切な管理をお願いします！

空き家等の管理は所有者等の責務です

〔詳細〕 建築指導課 ☎ 381-1042

管理が行き届いていない空き家等に対応するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき「江別市空家等対策計画」を策定しました。この計画の基本方針の一つとして、空き家等の「発生抑制・適正管理の推進」を掲げています。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されており、空き家の第一義的な管理責任は所有者にあるとされています。

放置された空き家が倒壊したり、建材が飛散するなどして他人に被害を与えた場合、空き家の所有者または管理者に対する賠償責任が問われることがあるほか、立木・草木の繁茂などにより周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、次のような問題が発生する恐れがあります。

- ① 建物の老朽化による保安上の問題
 - ② 立木や草木の繁茂による生活環境上の問題
 - ③ ごみや動物のふん尿など環境衛生上の問題
 - ④ 空き巣被害などによる防犯上の問題
- 空き家の所有者または管理者は、定期的な点検を行い、周囲に悪影響を及ぼさないよう、事前に修繕・改修、撤去など適切な管理をお願いします。

空き地の管理もお忘れなく！

〔詳細〕 市民生活課 ☎ 381-1094



空き地等に雑草が生い茂ると、近隣住民に不快感を与えたり害虫の発生原因になります。

また、長期間放置された土地には樹木が生い茂り、落ち葉の散乱のほか枝の落下や倒木などの危険が生じる場合があります。

土地の所有者は責任を持って年 2 回程度の草刈りを行い、適切に土地を管理しましょう。